

役員及び評議員の報酬等規程

規程第 1 -22号

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人先端教育機構（以下「法人」という。）の役員・評議員（ただし、いずれも法人の職員の身分を有する者を除く。以下同じ。）の報酬等に関し必要事項を定めることを目的とする。

(報酬等)

第 2 条 役員の報酬月額は、次の範囲で決定するものとする。

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 理事長 | 2,000,000円以下 |
| (2) 理事・監事 | 1,000,000円以下 |

2 評議員の手当は次のとおりとする。

会議出席日当	1 日	50,000円以下
--------	-----	-----------

(報酬等の支給方法)

第 3 条 役員及び評議員の報酬等の支給日は、毎月25日とする。ただしその日が休日及び土曜日にあたるときは、その前日とする。

2 月の中途において就任又は退任した場合は、全額支給する。

(経理の単位)

第 4 条 役員及び評議員の報酬等の支給は、法人経理規程第 6 条第 1 項第 1 号の法人本部にかかる予算から支出するものとする。

(規程の改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、2012（平成24）年4月1日から施行する。

旅費規程

規程第 1 -19 号

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人先端教育機構（以下「法人」という。）の教職員が業務のため国内出張若しくは国外出張をする場合の旅費に関する事項を定めることを目的とする。

(出張の定義)

第 2 条 出張とは、法人に関する用務、教育研究活動の為、理事長が命令、委嘱した出張をいう。

(旅費の支給)

第 3 条 前条の規定により出張した場合は実費により旅費を支給する。

(旅費の種類)

第 4 条 出張旅費の種類は、交通費（鉄道賃、船賃、航空賃、乗用車賃）、宿泊費、及び必要経費とする。

(出張旅費の精算及び支給)

第 5 条 出張旅費は、出張用務終了後一週間以内に精算請求し、支給を受けることを原則とする。ただし、必要に応じ出張前にその費用の概算払いの支給を受けることができる。

(規程の改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

(細則の制定)

第 7 条 理事長は、この規程の運用について必要に応じ、細則を定めることができる。

附 則

この規程は、2012（平成 24）年 4 月 1 日から施行する。